
監査委員公表

監査委員公表第2号

平成31年3月12日付H30-21000-00918、H30-21000-00952及びH30-21000-00911の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年8月30日

長崎県監査委員 濱本 磨穂
同 研山 和仁
同 山田 朋子
同 山本 由夫

H31-01090-01530
令和元年5月31日

長崎県監査委員 濱本 磨穂様
長崎県監査委員 研山 和仁様
長崎県監査委員 山田 朋子様
長崎県監査委員 山本 由夫様

長崎県知事 中村 法道

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

平成31年3月12日付H30-21000-00952の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:総務部 学事振興課		
【長崎県公立大学法人】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 現金出納簿について(シーボルト校) 証明書発行手数料を郵便為替により受領する場合に、受領日ではなく、數日分をまとめて現金出納簿に記載している。 適正に記載すること。</p> <p>(2) 授業料に係る振込手数料等の負担について(シーボルト校) 授業料の負担がない交換留学生と授業料を負担すべき私費留学生の区分を誤っているものがある。 また、それにより、当年度末で未納となっていた留学生に係る授業料の振込に際して、必要な決裁を受けることなく、振込手数料等を当法人が負担している。 適正な手続きを行うこと。</p> <p>(3) 契約事務について(佐世保校) 当法人契約事務取扱規程に、予定価格が250万円以上の場合は競争入札に付し予定価格調書を作成するとされ、また、契約金額が250万円以上の場合は契約書を作成すると規定されている。 しかしながら、予定価格及び契約金額を消費税抜きで判断したため、これらの手続きがなされていないものがある。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>証明書発行手数料については、受領した日に現金出納簿へ記載するように是正したところであります。今後も適正な記載を徹底してまいります。</p> <p>交換留学生と私費留学生の区分の誤りが生じないようにするために、情報の共有を徹底することとしました。 また、適正な会計処理を行うとともに、必要な決裁を受けました。 今後とも、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>発生原因は、税抜予定価格が250万円以下だったため、入札及び契約書作成が不要だと誤認したものです。 再発防止策として、担当者へ注意喚起をするとともに、事務取扱マニュアルを作成しております。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:総務部 学事振興課		
【学校法人 玉木学園】		
指摘事項(団体)	(1) 領収書について 授業料等に係る領収書について、連続番号が付されていない。 現金に係る事故を防止するため、事前に領収書に番号を付した上で使用すること。	領収書に連続番号を付して使用するよう に変更しました。

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:福祉保健部こども政策局 こども未来課		
【学校法人 鶴鳴学園】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 補助金の過大交付について(幼稚園) 長崎県私立学校教育振興費補助金(うち幼稚園教諭の処遇改善加算分)として、補助対象基準額749,000円の2分の1の額である374,000円の交付を受けている。 しかしながら、補助対象となる支給実績額は400,000円であり、この額の2分の1の額である200,000円が正当な補助金額となるため、差額の174,000円について県に返還すること。</p>	<p>正当な補助金との差額174,000円につきましては、所管部局のご指導により平成31年3月14日付で返還致しました。 また今年度当該補助金につきましては、所管部局からの通知文書の「補助対象要件、留意事項」を再確認のうえ、適切に申請致しました。 今後とも適正な事務処理に努めて参ります。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 補助金の過大交付について(幼稚園) 長崎県私立学校教育振興費補助金(うち幼稚園教諭の処遇改善加算分)として、補助対象基準額749,000円の2分の1の額である374,000円を交付している。 しかしながら、補助対象となる支給実績額は400,000円であり、この額の2分の1の額である200,000円が正当な補助金額となるため、差額の174,000円について、法人に返還を求めるこ。</p>	<p>平成31年3月8日付29号未101号をもつて、平成29年度長崎県私立教育振興費補助金(幼稚園分)の交付額再確定通知を発出し、法人に対し返還を求めました。 なお、平成31年3月14日付で法人より、県へ返還されたことを確認済みです。 今後は、補助金の算定について複数人で確認することとし、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:福祉保健部こども政策局 こども未来課		
【学校法人 西海学園】		
指摘事項(団体)	(1) 現金出納簿について 幼稚園における保育料等の現金収入について、銀行へ預け入れするまでの間は、金庫に保管しているが、現金出納簿に記載していない。 現金事故を防止する観点から、現金出納簿を整備すること。	現金出納簿を整備し、保育料等で徴収した現金について、現金出納簿に記載を行い、金庫に保管後、速やかに銀行へ預け入れをするよう、改善しました。

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:企画振興部 政策企画課		
【公益財団法人 ながさき地域政策研究所】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 自主事業について 当法人の自主事業として「ながさきめぐりあい事業」を実施しているが、次のとおり是正すべき点があるので、適正な会計処理を行うこと。</p> <p>ア 参加手数料振込口座の簿外管理について 自主事業で実施される各種イベントについては、それぞれの主催者が参加者から参加手数料を徴収して、その都度、当法人の口座へ振り込んでいるが、同口座は簿外管理となっており、同口座に振り込まれた参加料をまとめて当法人管理の別の口座に振り替えた段階で当法人の収益として取り扱っている。 そのため、各主催者からの振込時期と当法人の収益計上時期が異なっており、また、当年度末までに振り込まれた参加手数料の一部が未収金として取り扱われている。</p> <p>イ 参加手数料振込口座の利息について 参加手数料が振り込まれている口座に係る当年度末までの利息が雑収益として計上されていない。</p> <p>ウ 自主事業収益の計上額について 当法人の自主事業収益が、県への報告人件数を元に算定した参加手数料よりも47,971円少なく計上されている。</p>	<p>参加手数料を明確に管理するため、通常の収入の預金通帳とは、別管理をしておりました。 今後は、年間を通じ法人の資金としての位置づけを行い、適正に管理して参ります。</p> <p>指摘のとおり、利息が雑収益として計上されておりませんでしたので、利息については、参加手数料との区分を雑収益として取り扱います。</p> <p>年度区分が正確でなかったことから、自主事業収益と県への報告人件数を元に算定した参加手数料の額が異なっておりました。年度区分を正確に行い改善いたします。</p>
	<p>(2) 長崎県婚活サポートセンター事業に係る会員登録費用入金専用口座の簿外管理について 長崎県からの受託事業である長崎県婚活サポートセンター事業において、会員登録費用の徴収を行い、四半期ごとに県へ納付しているが、その入金専用口座が簿外管理となっており、それらが当法人の会計外で行われている。 簿外管理を見直し、預り金などによる当法人の会計処理を行うこと。</p>	<p>簿外管理を見直し、預り金として当法人の会計処理を行い、適正に処理いたします。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:企画振興部 政策企画課		
【公益財団法人 ながさき地域政策研究所】		
指摘事項(団体) つづき	(3) 契約事務について 冊子印刷業務について、支出額が 100万円を超えているにもかかわらず、 随意契約としており、また、契約書の作 成を省略しているが、その理由につい て、当法人の財務規程上の根拠等が 施行時に明記されていない。 適正な事務処理を行うこと。	指摘を受け、直ちに施行時に明記しまし た。 今後は適正な事務処理を行うこととし、 財務規程の遵守の徹底を図ります。

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:企画振興部 地域づくり推進課		
【公益財団法人 雲仙岳災害記念財団】		
指摘事項(団体)	<p>(1) リニューアル工事関係に係る入札について 長崎県財務規則を準用して行われた「雲仙岳災害記念館における展示施設更新工事(建築工事・設備工事)の工事監理業務」の入札について、代表者印が押印されていなかった入札書を無効処理していない。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>落札者ではなかったため、入札結果に影響するものではありませんでしたが、こうしたミスが生じないよう、入札や見積合わせにあたっては入札書、見積書の必要要素を複数人でチェックする等、確認体制を整え、適切な事務処理を行うこととしました。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について(雲仙岳災害記念館) 当年度の有料入館者は目標84,000人に対し67,084人(対計画比79.9%)、無料入館者は目標21,000人に対し20,509人(対計画比97.7%)となり、いずれも目標を下回る結果となっている。 しかしながら、当年度末に行なった大規模リニューアル工事により、平成30年度は有料入館者数、無料入館者数ともに急増し、12月末現在で、年間目標を既に達成している。 当該リニューアルの効果が一時的なものとならないよう、今後とも引き続き、利用促進に向け積極的に取り組むべきである。</p>	<p>平成30年度は大規模リニューアルの効果により、有料入館者数、無料入館者数ともに前年度実績を大きく上回り、年間目標数も達成できました。 平成31年度においても、当該リニューアル効果による集客チャンスを活かした入館者確保を行うこととし、積極的な広報展開等を行うための予算を措置したところです。 今後も、記念館の設置目的である雲仙・普賢岳噴火災害の後世への伝承を図るために、引き続き、多くの方々に来館いただけるよう計画的・効率的な取組を行ってまいります。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:文化観光国際部 文化振興課		
【株式会社 乃村工藝社】		
指摘事項(団体)	(1) 収蔵資料の管理について(長崎歴史文化博物館) 毎年度計画的に行っている収蔵資料の点検において、当年度の点検を行った収蔵資料のうち3点が所定の収蔵場所にないことが確認されている。 所在が不明となった所蔵資料の発見に努めるとともに、再発防止のために収蔵資料の適正な保存管理に努めること。	所在不明の収蔵資料のうち1点は発見しましたが、残り2点については、引き続き発見に努めます。 また、平成31年3月に「長崎歴史文化博物館収蔵資料の管理運営マニュアル」を策定し、これに基づき、再発防止と適正な収蔵資料の保存管理に努めます。
	(2) 基本協定書の別紙について(長崎歴史文化博物館) 基本協定書に添付されている利用料金を定めた別紙について、本文に記載されていない。 また、別紙の番号が本文の記載内容と異なっているものがある。 本文の記載内容と別紙を整合させること。	基本協定書に添付されている利用料金を定めた別紙及び別紙の番号が本文の記載内容と異なっているものについては、本文の記載内容と別紙を整合するよう修正を行います。
	(3) 資料熟覧等の使用料について(長崎歴史文化博物館) 収蔵資料の熟覧等に係る使用料について、県及び長崎市の担当者との協議により了承を受けたうえで、商業用に使用する場合の料金額を決定しているが、基本協定書に規定する知事への承認申請を行なっていない。 適正な事務処理を行うこと。	県の指示に従い、適正に対応します。

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について(長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム)</p> <p>当法人は、ホームページや県、市の広報媒体等を活用したPRのほか、他の施設と連携した相互割引、市内各種イベントへのブース出展、県民無料開放日の設定及び認知度向上のための1階ホールでのイベント開催など様々な取り組みを行い利用促進に努めている。</p> <p>しかしながら、利用者数は、平成28年4月に発生した熊本地震の影響により、団体ツアー客や修学旅行のキャンセルが相次ぎ、平成27年度に13,057人であったものが、平成28年度には7,747人と大幅に減少し、さらに当年度は7,047人となり、目標の13,000人を大幅に下回っている。</p> <p>今後とも、団体客誘致のための営業活動の強化や施設の知名度アップのための活動を強化するとともに、魅力ある事業を開拓して、より一層の集客対策に努めるべきである。</p>	<p>長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの利用促進については、団体客誘致のため、県内外の学校団体へのPRを強化するとともに、博物館との共同営業をさらに強化して施設の知名度アップをはかりましたが、平成28年4月に発生した熊本地震の影響が予想以上に尾を引いており、30年度目標 13,000人に対し、7,014人となりました。</p> <p>31年度の入館者数は、4月は423人(前年同月比112.2%)、5月は846人(前年同月比181.5%)と前年を上回りましたが、目標値としては、それぞれ53.5%、67.5%と厳しい状況が続いております。</p> <p>今後も、引き続き、県内外の学校団体へのPRを強化するとともに、博物館との共同営業をさらに強化して施設の知名度アップを図ってまいります。</p> <p>また、加えて、小中学生と保護者をターゲットとした夏休みイベントを実施するなど団体客以外の集客も図ってまいります。(取組)</p> <p>無料観覧券の配付(30.7:35,000枚) 企画展「映画界の風雲児 梅屋庄吉」(30.10.6~11.25 歴博) 講演会「プロデューサー梅屋庄吉が観ていたもの」(30.10.6 歴博) 講演会「映画起業家としての梅屋庄吉」(30.11.17 歴博) シンポジウム「梅屋庄吉の時代とメディア」(30.12.23 歴博)</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 基本協定書の別紙について(長崎歴史文化博物館)</p> <p>基本協定書に添付されている利用料金を定めた別紙について本文に記載されていない。</p> <p>また、別紙の番号が本文の記載内容と異なっているものがある。</p> <p>本文の記載内容と別紙を整合させること。</p>	<p>基本協定書に添付されている利用料金を定めた別紙及び別紙の番号が本文の記載内容と異なっているものについては、本文の記載内容と別紙を整合するよう修正を行います。</p> <p>また、今後このような誤りがないよう、チェック体制を強化いたします。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:文化観光国際部 国際課		
【公益財団法人 長崎県国際交流協会】		
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の正味財産増減計算書では、経常収益が45,126千円、経常費用が49,179千円で、当期経常増減額は4,053千円の赤字となっている。経常外収益及び経常外費用はなく、当期一般正味財産増減額も同額の赤字となっている。</p> <p>なお、事業の積立資産等が25,866千円あるが、一部取り崩して事業を実施しているため、毎年減少し続けている。</p> <p>事業のあり方を検討し収益の確保に努めるとともに、収支相償を確保しながら収支改善に努めるべきである。</p>	<p>収入面においては、基本財産運用益の確保を図るため安全で有利な金融債権を購入するとともに、他機関の助成制度を積極的に活用するなどして、収入の確保に努めてまいります。</p> <p>支出面においては、既存事業について普段から見直しを行うとともに、事業の推進に当たっては県内の国際交流団体や市町などとの連携と役割分担を行い、より効率的かつ効果的な事業運営を行うことにより収支改善に努めてまいります。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:県民生活部 県民協働課		
【公益財団法人 県民ボランティア振興基金】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 共通経費の配賦について 公益目的事業会計と法人会計間の共通経費の配賦について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な処理を行うこと。</p> <p>ア 人件費の配賦について 人件費の配賦割合の算定において、各業務の従事割合を誤って計算している。 また、配賦割合算定の基礎となる各業務の従事時間数について、公益法人認定時の数値を検証することなくそのまま使用している。</p> <p>イ 人件費以外の経費の配賦について 公益目的事業会計及び法人会計の両方で使用しているパソコン関係経費について、全額を公益目的事業会計で計上している。 また、広告宣伝費について公益目的事業会計7:法人会計3で按分して配賦しているが、その算定根拠が不明である。</p>	<p>全面的に業務量と従事割合の見直しを行い、公益事業会計と法人会計の配賦割合を算定し実施することとしました。</p> <p>人件費以外の経費についても、上記記載のとおり、業務量の割合に基づき適正な配賦割合を算定して実施することとしました。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:環境部 水環境対策課		
【一般財団法人 長崎県浄化槽協会】		
意 見(団体)	<p>(1) 検査率等について</p> <p>当法定検査の検査率について、平成28年度の99.4%に対し、当年度は95.0%であり、前年度比で4.4ポイント低下している。</p> <p>このため、既に、人員不足の解消や検査事務所の管轄区域の見直しにより検査効率を高めるなどの取り組みを行っているところであるが、全数検査の達成に向け、引き続き努めるべきである。</p> <p>併せて、今後、検査員の定年等の退職が続くことが考えられるため、大幅な欠員が出ないような採用計画を立てるべきである。</p> <p>また、受検拒否者対策については、行政(県、長崎市、佐世保市)との連携を密にし、解消に努める必要がある。</p>	<p>平成29年度の検査率の低下は、検査員2名が平成28年度末で突然退職したことにより欠員が生じたためです。</p> <p>検査率の向上対策としては、検査事務所の管轄の見直し、各事務所相互間の応援、宿泊による集中的な検査の実施及び定年退職等にともなう適正な職員採用などを行っており、職員一丸となって全数検査の達成に向け努力しております。</p> <p>加えて平成30年度は、平成29年度に採用した職員2名が、検査員の資格を取得し稼動し始めたことにより、検査対象基數のすべてについて検査を実施しました。</p> <p>今後20年程度における定年等による退職とこれに伴う採用については、既に計画し、実施しているところです。</p> <p>検査拒否者への対応は、浄化槽法により行政の役割となっていますが、本協会としても、これまで設置者に対し受検勧奨を行うとともに検査拒否者の情報を行政に提出しております。</p> <p>加えて平成30年度には、受検勧奨の文書を受検拒否者に対し直接本協会が送付するなど努力しております。</p> <p>今後とも、拒否者の解消に向け行政との連携を密にし、その解消に向け行政に協力してまいります。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:福祉保健部 医療人材対策室		
【一般社団法人 佐世保市医師会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 各種証明書発行に係る会計処理について</p> <p>当法人の会計処理規程に、「収納した金銭は、ただちに金融機関に預け入れなければならない」と規定されている。</p> <p>しかしながら、在学証明書、成績証明書等の発行手数料について、年度中4回にまとめて預金に入金し、収入処理している。</p> <p>さらに、平成30年3月28日に看護科で発行した証明書の発行手数料について、平成30年度の収入として5月2日に入金処理している。</p> <p>適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>指摘を受け、証明書の発行手数料の入金処理については、当法人の会計処理規定に則り、領収後ただちに金融機関に入金処理を行うこととしました。</p> <p>また、昨年度末の発行手数料についても会計年度内に入金を行っております。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 産業政策課		
【長崎県中小企業団体中央会】		
指摘事項(主務課)	<p>(1) 補助金に係る経費の流用範囲について</p> <p>長崎県中小企業連携組織対策事業補助金に係る経費の流用について、長崎県中小企業団体中央会は平成27年3月に県へ問い合わせて以来、当補助金の基礎事業のうち、扶養手当、住居手当及び超過勤務手当の3手当間のみ流用できると整理しており、当年度も同様の考え方で実績報告を行った結果、351,009円補助金を返還している。</p> <p>しかしながら要綱上、流用範囲が3手當に限定されたものではないことから、3手當以外にも流用していたとすれば返還の必要がなかったものと考えられる。</p> <p>流用できる範囲を整理し明確にするとともに、団体に対し、周知徹底を図ること。</p>	<p>平成31年2月7日付け「長崎県中小企業連携組織対策事業費補助金の運用について」を改正し、流用できる範囲を整理して明確にし、平成30年度から適用するよう、団体に対し周知徹底を図りました。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:産業労働部 産業政策課		
【諫早商工会議所】		
	(1) 休日勤務手当の支給について 土曜日に確定申告の指導等の業務に従事した職員に対して、確定申告休日勤務手当として、一律に1万円を支給している。 関係法令等に照らし、適正に支給すること。	今後は、給与規定に基づき、勤務実態に即した適正な支給を行います。
指摘事項(団体)	(2) 会議出席時の時間外勤務手当の支給について 夜間、外部で開催される会議に職員が出席する際に、定額で1時間当たり2千円の時間外勤務手当を支給している。 関係法令等に照らし、適正に支給すること。	今後は、給与規定に基づき、勤務実態に即した適正な支給を行います。

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:農林部 林政課		
【公益社団法人 長崎県林業公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 契約事務について 契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>ア 公社造林請負契約書について 公社造林請負契約書について、入札額に係る消費税の算定を間違っているため、請負金額を誤っているものがある。</p> <p>イ 売買契約書について 立木の売買契約において、契約保証金の納入、売払代金の入金日及び物件の引渡し日について、契約書に記載された内容のとおりに実施されていないものがある。</p>	<p>契約者間での契約記載内容の確認が不足しておりました。 今後は、契約者間で、契約前に記載内容の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>立木の売買契約については、契約前においては契約内容の事前確認と履行見込みを確認し、契約後においては契約相手の状況確認を徹底し、契約内容の確実な履行に努めてまいります。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 経営状況について 当年度の正味財産増減計算書では、経常増減額が83,172千円の黒字、経常外増減額が143,494千円の赤字であり、一般正味財産増減額は60,322千円の赤字となっている。 この結果、当年度の一般正味財産期末残高は△165,853千円となっている。 当法人は、海外輸出やバイオマス材等未利用材の販売などにより収益の確保を図っているところであるが、今後とも、平成29年2月に策定した第7次経営計画を推進し、さらなる安定的な伐採収入の確保に努めるべきである。</p>	<p>平成29年2月に策定した「第7次経営計画」の経営改善策の確実な実行のため、協定販売を核とした有利販売の拡充、需要増大が見込まれる木質バイオマス原料への未利用材の生産、さらには、海外輸出などの多様な需要に応じた木材生産を図り、販売収益の増大に取り組んでいます。 また、トラック運搬の大ロット単価契約や、森林整備事業のプロポーザル方式の導入を図り、生産経費削減にも取り組んでいます。 更には現在の分収林事業以外での事業展開を図り、新たな事業収益の確保を目指すこととしています。 今後とも収益改善策を積極的に図り、経営の安定化を目指してまいります。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:農林部 林政課		
【一般社団法人 長崎県林業コンサルタント】		
意見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について(長崎県民の森)</p> <p>当年度においては、木工教室など従来からのイベント開催に加え、フェイスブックページの開設やラジオスポット広告などによる情報発信を行うとともに、ボルダリング施設やフリーWi-Fi設備の設置による利用者の利便性の向上に努めるなど施設の利用促進を図っている。</p> <p>しかしながら、当年度の来園者数は、天候の影響等により前年度よりも減少しており、目標来園者数も達成していない。</p> <p>今後とも、効果的な情報発信や利用者のニーズを反映した施設運営を行い、さらに利用促進に努めるべきである。</p>	<p>平成30年度の長崎県民の森開園50周年記念行事等を契機として、今後とも認知度向上に努めるとともに、多言語化に対応したHPのリニューアル等、これまで以上の広報活動や要望が多いイベントの複数回の開催等、皆様に楽しんで、そして学んでもらえるよう、更なる利用促進に努めてまいります。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 道路建設課		
【長崎県道路公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 決裁権限について 西海パールライン有料道路及びながさき女神大橋道路回数通行券等印刷(第4回)の発注(契約額2,434千円)に係る伺いについて、常務理事までの決裁とすべきところ、総務部長までの決裁となっている。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>印刷発注の決裁区分を工事等の決裁区分と誤認したため処理を誤ったものです。今後は、決裁区分を誤ることが無いよう、決裁権者ならびに担当者等、職員間で再確認を行います。</p>
	<p>(2) 契約変更について 川平有料道路維持改良工事について、契約変更伺いの決裁日以前の日付で契約変更申込を行い、契約変更請書の日付も同日となっている。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>精算変更にあたり、決裁行為と変更申込の事務処理を同時進行させたために発生したものです。今後は、決裁行為と変更申込の事務処理を同時進行で行わないよう徹底いたします。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 経営状況について 当法人が現在、管理運営している4路線のうち、当年度の通行台数において、計画台数を上回っている路線は2路線のみであり、残りの2路線は計画台数を下回っている。 また、収支状況では、当年度において、計画以上に償還準備金を繰り入れている路線は3路線であり、1路線は計画を下回っている。 今後、施設の長寿命化対策等による費用の増加も懸念されるので、引き続き経営改善に努めるべきである。</p>	<p>ホームページ等での情報発信を通じて路線の利便性の訴求、回数券販売箇所の増加を図るなど、今後も少ない費用で利用客増につながる方策を模索しながら、効果的な增收対策に取り組みます。また、施設・設備の維持更新については、必要最小限の範囲で、時期についても慎重に吟味しながら行うことで経済性を高めるなど、今後とも経費節減の徹底を図ってまいります。</p>

30教総第162号
令和元年5月27日

長崎県監査委員 濱本 磨穂様
長崎県監査委員 研山 和仁様
長崎県監査委員 山田 朋子様
長崎県監査委員 山本 由夫様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

平成31年3月12日付H30-21000-00952の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:教育庁 教育環境整備課		
【公益財団法人 長崎県育英会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 奨学金返還に係る滞納について</p> <p>当法人は、奨学金返還に係る滞納については、延滞初期での振替不能通知送付、督促、東京簡易裁判所所管の督促手続オンラインシステムの活用、債権回収会社への委託、延滞金徴収等の予告など様々な方法により回収に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、近年滞納額が増える傾向にあり、当年度末の滞納額は166,044千円となっていることから、新たな滞納の発生防止に努めるとともに、引き続き滞納の解消に取り組むこと。</p>	<p>新たな滞納者の発生の防止のためには、返還の大切さや意識づけが重要と考えます。</p> <p>今後とも滞納者に対しては、通知の送付、訪問督促、債権回収会社の活用、法的措置等、様々な方法により、引き続き粘り強く回収に取り組むとともに、滞納を未然に防止するためにも、貸与開始時や終了時などの機会ごとに、引き続き学校を通じて、奨学生に対する指導(返還の大切さ、意識づけ)を行ってまいります。</p>
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の正味財産増減計算書では、一般正味財産増減の部において、経常増減額が8,297千円の赤字で、一般正味財産増減額も同額の赤字となっており、前年度に比べ8,012千円赤字額が増えている。</p> <p>当法人の一般正味財産の当期末の残高は37,980千円であるが、このままの状況が続くと数年で費消してしまうおそれがあるため、資産の運用方法等について検討し、安定した財源の確保を図るべきである。</p>	<p>当会の運営費は、県補助金と特定資産(貸与金留保分)からの利息収入を財源としているため、利息収入を安定的に確保できるよう、資産の運用方法について検討を行い、債券の信用格付けについて、理事会(平成31年2月5日)で資金運用規程を見直しました。</p> <p>今後は、運用する資産が満期を迎えた際は、より安定的に財源が確保できるよう再投資を行ってまいります。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 生涯学習課		
【西彼青年の家施設運営協会】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について(長崎県立西彼青年の家)</p> <p>当法人は、県・市の広報誌への掲載、フェイスブックの開設など広報・PR活動を行なっている。</p> <p>また、ダイレクトメール送付によるリピーター確保や地域に出向き出前講座を行うなど、利用促進にも努めている。</p> <p>しかしながら、当年度の施設の利用者数は、少子化の影響などにより、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。</p> <p>今後とも、PR活動やモニタリングを継続し、利用者のニーズにあった施設の利用促進に努めるべきである。</p>	<p>地元市教育委員会や学校に対して、主催事業等のチラシ配付や説明による広報活動を行い、また、ホームページの充実や県・市の広報誌だけではなく、民間の情報誌等を活用したPR活動に努めています。</p> <p>今後とも、関係施設や体験活動団体、スポーツ活動団体、地元市との連携を図り、利用者のニーズに合った事業展開に取り組んでまいります。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:教育庁 体育保健課		
【長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社】		
指摘事項(主務課)	<p>(1) 施設利用者数の目標値設定について 長崎県立総合体育馆、長崎県営野球場及び長崎県小江原射撃場の3施設に係る利用者数の目標値設定に関して、指定管理者と意思疎通を図っていなかったため、県所管課と指定管理者とで別々の目標値を設定している(3施設合計の目標値:県所管課501,310人、指定管理者440,000人)。</p> <p>目標値の設定に当たっては、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。</p>	今後は、指定管理者と調整・協議を行つたうえで、共通の目標値を設定します。